

平成29年2月8日  
土木部 建築住宅課  
課長 竹内正人(内線 5300)

## 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果の公表について

平成25年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）」が改正され、「要緊急安全確認大規模建築物」の所有者は、耐震診断を実施し、その結果を所管の特定行政庁へ報告することが義務付けられ、所有者からの報告を受けた特定行政庁はその結果を公表することとなっています。

これを受け、本日、石川県が所管する区域（金沢市、七尾市、小松市、白山市及び野々市市を除く区域）内の「要緊急安全確認大規模建築物」の耐震診断の結果を公表しました。

耐震診断の結果は、県のホームページに掲載されているほか、石川県土木部建築住宅課及び各土木（総合）事務所建築課で閲覧できます。

なお、金沢市、七尾市、小松市、白山市及び野々市市の区域内の「要緊急安全確認大規模建築物」の診断結果は、それぞれの市から公表されています。

金沢市都市整備局建築指導課	076-220-2327
七尾市建設部都市建築課	0767-53-8429
小松市都市創造部建築住宅課	0761-24-8106
白山市建設部建築住宅課	076-274-9561
野々市市産業建設部建築住宅課	076-227-6087